

三重県水産業・漁村振興指針（最終案）

平成28年 3月

三重県農林水産部

目 次

第 1 章 指針策定の考え方 (1)

- 1 策定の趣旨
- 2 指針の位置付け

第 2 章 水産業・漁村をめぐる情勢 (2)

- 1 三重県の漁業生産の状況
- 2 漁業種類ごとの課題
- 3 資源管理の推進
- 4 漁業の担い手の確保・育成
- 5 漁業経営の安定化
- 6 漁協経営の基盤強化
- 7 多様化する水産物流通への対応
- 8 水産物消費構造の変化への適応
- 9 活力ある水産業・漁村の実現
- 10 藻場・干潟の再生・保全
- 11 南海トラフ地震など大規模地震への対応

第 3 章 水産業・漁村のめざす姿 (26)

第 4 章 今後の展開 (28)

- 1 施策の展開
 - 1 - 1 高い付加価値を生み出す水産業の確立
 - 1 - 2 水産業の担い手の確保・育成
 - 1 - 3 資源管理・漁場環境保全等の推進
 - 1 - 4 水産基盤の整備・保全
- 2 漁業種類別の取組
 - 2 - 1 底びき網漁業
 - 2 - 2 船びき網漁業
 - 2 - 3 まき網漁業
 - 2 - 4 定置網漁業
 - 2 - 5 一本釣り・刺し網・はえなわ漁業等（沿岸漁業）

- 2-6 海女漁業
- 2-7 アサリ漁業
- 2-8 魚類養殖
- 2-9 藻類養殖
- 2-10 貝類養殖
- 2-11 真珠養殖
- 2-12 内水面漁業・養殖業

第5章 推進体制 (42)

用語の解説 (43)

※本文中、「*」がついている語句について解説しています。

第1章 指針策定の考え方

1 策定の趣旨

本県は、1,088kmにおよぶ海岸線を有し、木曽三川など多くの河川が流入する伊勢湾海域、リアス式海岸の鳥羽・志摩海域、黒潮の影響を強く受ける熊野灘海域など、変化に富んだ海域・地勢のもとで、それぞれの特徴を生かした多様な水産業が営まれ、全国でも有数の水産県となっています。

しかしながら、漁業生産量および額ともに昭和59年をピークに減少し、漁業者の減少や高齢化が進むなど、「安全で安心な水産物を安定的に供給する」という水産業・漁村の本来的機能の低下が懸念されるようになりました。そこで県は、平成24年3月に「三重県水産業・漁村振興指針」を策定し、水産業の成長産業化等に取り組んできましたが、水産業・漁村は依然として厳しい情勢が続いています。

また、東日本大震災を教訓に、本県においても、南海トラフ地震など、大規模災害への備えが急がれる状況となっていることに加え、東北地方をはじめとした衛生管理型市場の増加、クロマグロやウナギなどの資源管理の強化、飼料価格の高騰、国を挙げた輸出の促進などの社会情勢の変化が生じています。

さらに、多くの漁村では、人口減少と高齢化が都市部よりも進行しており、集落機能の低下が危惧される状況となり、水産業を中心とした地域活性化の取組が緊急の課題となっています。

そこで、平成24年に策定された「三重県水産業・漁村振興指針」を「みえ県民力ビジョン・第二次行動計画（案）」との整合を図りながら見直すこととしました。水産業・漁村のめざす姿やその実現に向けて取り組む施策について、漁業者、漁協等水産関係団体、関連事業者、市町、県など全ての関係者が共有し、引き続き連携して取り組むための新たな指針を策定するものです。

2 指針の位置づけ

新たな「三重県水産業・漁村振興指針」は、10年先の三重県水産業・漁村のめざす姿を示すとともに、平成28年度を初年度とした4年間に、漁業者や漁協等水産関係団体、関連事業者、市町、県などが共有・連携して取り組む施策と目標を明らかにしています。漁業者や漁協等水産関係団体をはじめとするさまざまな主体が、水産物を安定的に供給する活力ある水産業・漁村を実現していくためのガイドラインとして策定しています。

第2章 水産業・漁村をめぐる情勢

1 三重県の漁業生産の状況

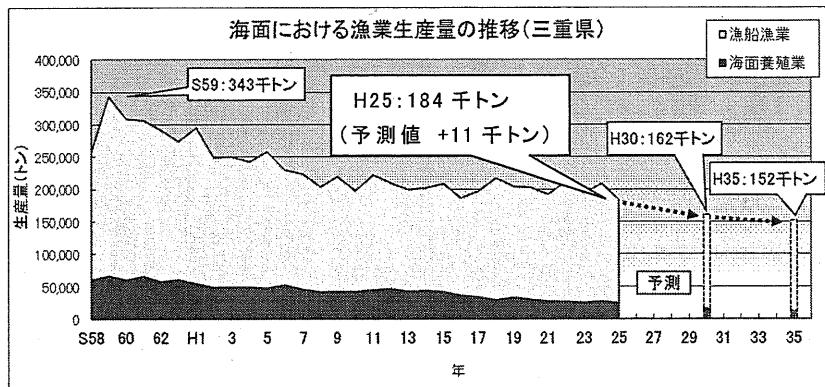
本県の海面における漁業生産量、生産額は、昭和 59 年をピークに減少し、平成 25 年の生産量は 18 万 4 千トン、生産額 462 億円となっています。この値は、平成 24 年 3 月の指針策定時に計算した予測値（生産量 17 万 3 千トン、生産額 418 億円）を 1 万 1 千トン、44 億円上回っています。

漁業就業者数が昭和 58 年から平成 25 年にかけて、毎年約 500 人のペースで減少し続ける中、近年の生産額は 470 億円前後であり、減少に一定の歯止めがかかりました。

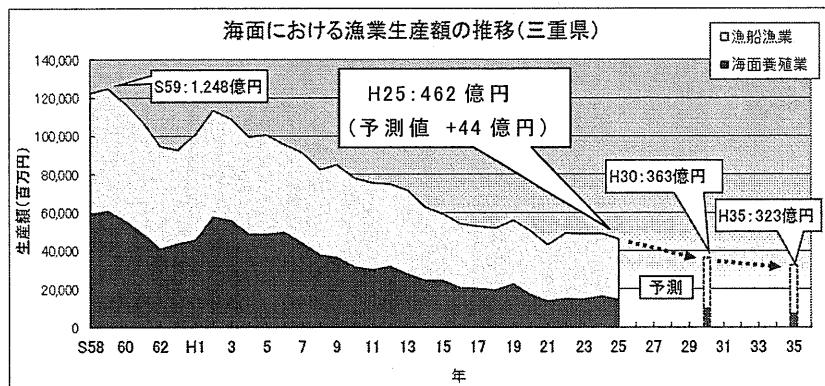
また、一人あたり生産額は、生産量の減少傾向が鈍化した平成 15 年以降に増加しています。

当面は、高齢漁業者の廃業などにより、漁業者数の減少が避けられない状況です。漁業就業者数が減少する中におい

ても、漁業経営の改善と意欲ある新規就業者の確保・育成に努め、一人あたり生産量、生産額を増大させる等により、県民への食料供給の責任を果たしていく必要があります。



(資料：漁業・養殖業生産統計年報 ※予測値は三重県作成)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報 ※予測値は三重県作成)

漁業生産額、漁業就業者数、一人あたり生産額の推移

	S58	S63	H5	H10	H15	H20	H25
漁業生産額(億円)	1,224	925	1,006	780	592	504	462
漁業就業者数(人)	22,255	19,809	17,005	14,300	12,261	9,947	7,791
一人あたり生産額(千円)	5,500	4,670	5,916	5,455	4,829	5,069	5,930

(資料：漁業就業者数は漁業センサス)

2 漁業種類ごとの課題

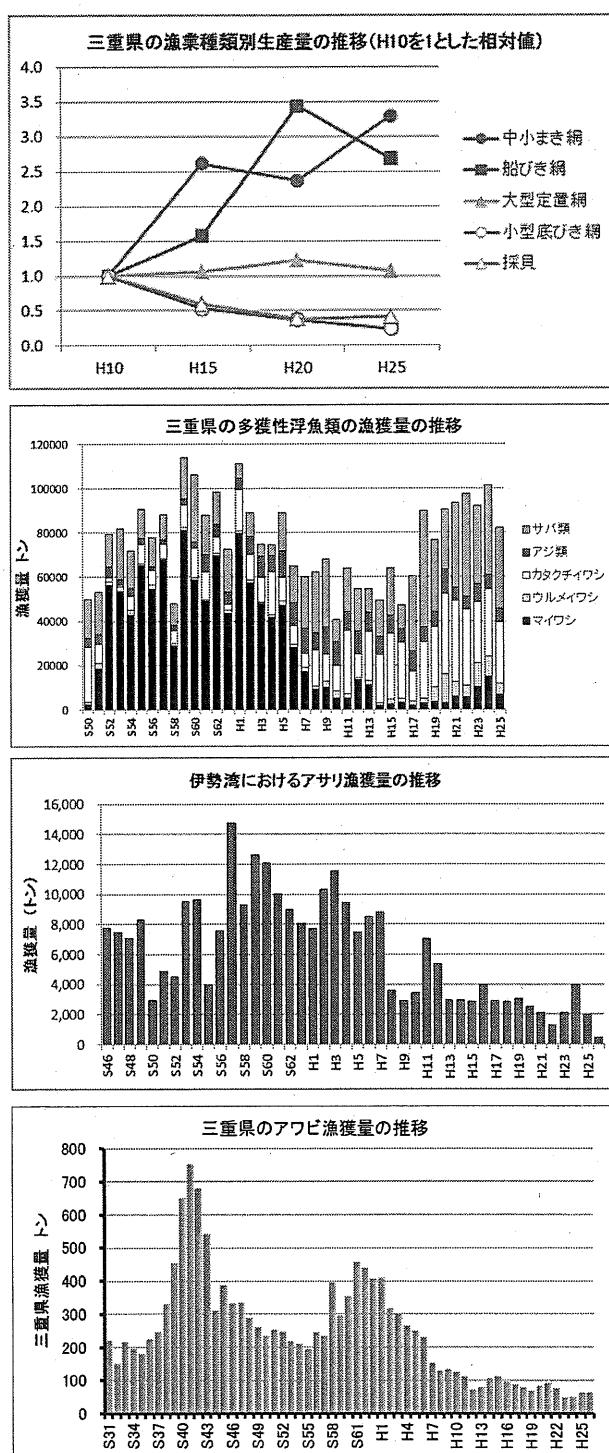
①海面漁船漁業

まき網、大型定置網、船びき網など、イワシ類、サバ類、アジ類などの多獲性浮魚を主対象とする漁業では、生産量は横ばいか増加傾向にあります。これは、近年、サバ類、カタクチイワシ、ブリ等の漁獲が安定していることによるものと考えられます。そのうち、TAC（漁獲可能量制度）*の対象魚種（マイワシ、マアジ、マサバ、ゴマサバ等）については、制度の的確な運用による資源管理を推進するとともに、大漁時の魚価下落への対策が課題です。

これに対し、伊勢湾の底魚類やエビ・カニ類、貝類など定着性資源を主対象とする小型底びき網や採貝漁業では、漁獲量は減少傾向にあります。減少は、湾内の貧酸素水塊*の拡大・長期化による対象生物への悪影響や利用できる漁場の狭小化、幼稚仔の成育に適した藻場・干潟の減少等、海域の環境変化によるところも大きいと考えられますが、漁獲圧力の低減や種苗放流等、漁業者の自主的な資源管理の推進や対象資源の積極的な増殖対策も必要です。

伊勢湾の定着性資源の中で特に減少が著しい魚種として、アサリがあげられます。アサリの漁獲量は昭和 57 年 (14,769 トン) をピークに減少し、近年は 2,000 トン前後で推移していましたが、平成 26 年には 446 トンと過去最低値を記録しました。多くの漁業者が漁獲対象とするアサリの減少には、早急な対策が必要です。

また、外海の岩礁では、海女漁業の重要な漁獲対象資源であるアワビの減少が著しく、昭和 60 年代 450 トン前後あった漁獲量は、近年では 50~100 トン程度と、20 年間で概ね 1/5 以下となっています。効果的な種苗放流や餌場となる藻場造成等の対策が必要です。



(資料：いづれも漁業・養殖業生産統計年報)

②海面養殖業

伊勢湾および県中南部の内湾において、魚類、藻類、貝類、真珠などの養殖業が営まれています。これらのうち魚類養殖、クロノリ養殖、真珠養殖については、経営体数の減少が顕著で、それに伴い生産量も減少しています。

三重県の主な養殖魚種であるマダイの生産量は10年前の46%、経営体数は40%となっており、魚価低迷、魚粉価格の高騰による飼料費の増加等が課題となっています。

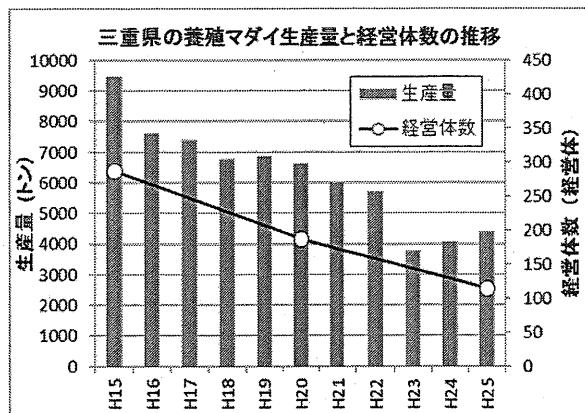
クロノリ養殖の生産量は10年前の57%、経営体数は45%となっており、高水温や栄養塩不足等の養殖環境の変化や加工機器の更新に係る経費負担等が課題となっています。

また、真珠養殖の生産量は10年前の48%、経営体数は61%であり、効率的な生産手法や優良な母貝*、ピース貝*の供給が課題となっています。

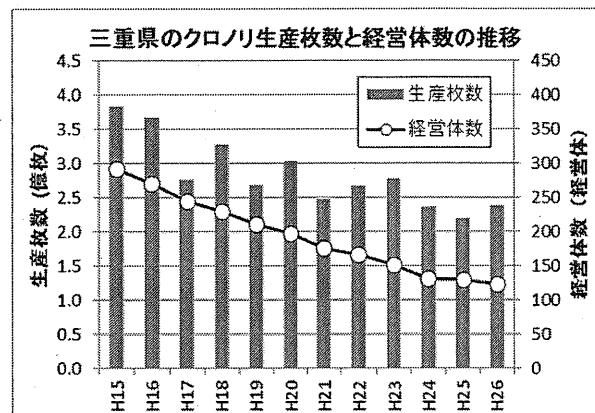
③内水面漁業・養殖業

木曽三川では、小型底びき網（貝桁網）漁業によりシジミが漁獲されており、県内内水面漁業の漁獲量の約95%を占めています。また、県内16河川には、第五種共同漁業権*が設定され、釣り等によりアユなどが採捕されていますが、カワウ等による食害や河川環境の悪化等による水産資源の減少を受け、組合員や遊漁者数は減少しています。さらに、アユ冷水病*やコイヘルペスウィルス病*などの疾病に適切に対処していく必要があります。

ウナギ養殖業の収穫量は全国第5位（平成25年）で、近年のシラスウナギや飼料価格等の高騰などにより養殖環境は厳しい状況が続いている。また、国際的にウナギの資源管理が求められる中、産卵親ウナギやシラスウナギの保護が課題となっています。



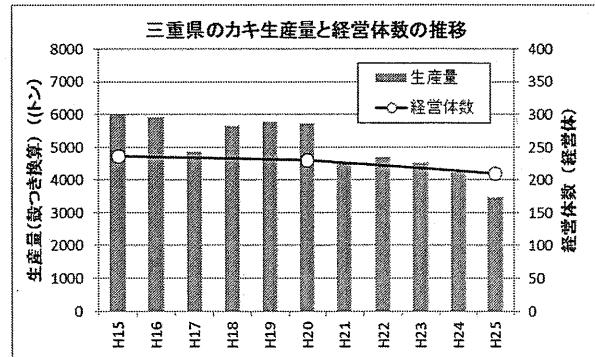
(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、団体調べ)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、団体調べ)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

3 資源管理の推進

資源管理は、水産資源を適切に管理しながら持続的に利用するための重要な取組とされています。

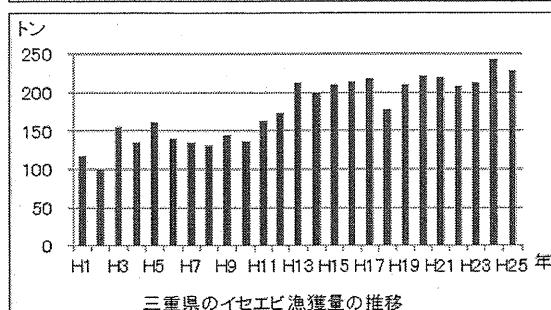
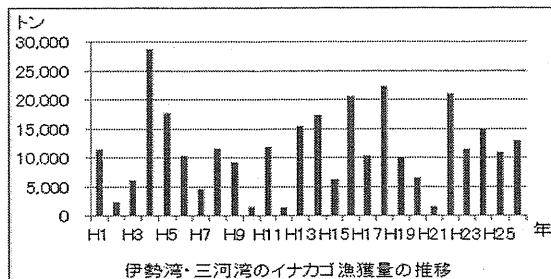
全国的な優良事例であるイカナゴの資源管理は、漁期前の調査結果を踏まえ漁獲開始日を設定し、翌漁期の産卵親魚となる親魚量 20 億尾以上を獲り残すよう漁獲終了日を決定しています。この結果、漁獲変動が少なくなり、漁業経営を安定させることができました。

また、「県のさかな」イセエビの資源管理では、1 尾の最小体重制限、禁漁区設定および使用する網数制限などが取り組まれており、この結果、漁獲量が 200 トン台で維持され、平成 26 年には三重県が全国 1 位となりました。

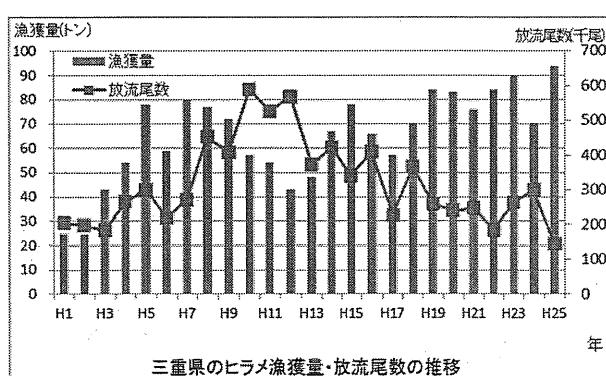
このほか、三重県では多くの漁業者が資源管理に取り組んでおり、2013 年漁業センサスによると、主な漁業管理内容別延べ管理組織数は 692 組織で、漁期規制や漁獲サイズ規制など様々な取組を行っており、漁業者による自主的な資源管理の取組がますます重要となっています。

平成 23 年度から国は、資源管理と漁業共済の仕組みを連携させた「資源管理・漁業収入安定対策」を開始しています。この制度は、漁業者が定期休漁等の自主的管理措置を含む資源管理計画を策定・実践し減収が生じた場合に、共済加入者に対し共済金を補てんするものです。平成 27 年度末現在、資源管理計画 32 計画に 1,090 名の漁業者が参加し、取組を行っています。今後も、より多くの漁業者が計画的な資源管理の取組に参加することが、水産資源の持続的な利用に必要となっています。

また、栽培漁業では、「三重県栽培漁業基本計画」に基づき、積極的な増殖対策が必要なマダイ、ヒラメ、トラフグ、カサゴ、クルマエビ、ヨシエビ、アワビ、ナマコの種苗生産および放流が行われています。マダイやヒラメなどは、放流種苗の回収率も高く、漁獲量の維持・増大が図られています。一方、トラフグやクルマエビなどは放流種苗による漁獲量の底上げ効果は認められるものの、天然資源の大幅な減少や変動により、着実な漁獲量の増加に至らない魚種もあり、引き続き、関係漁業者や市町等と連携し、より効果のある栽培漁業の推進が必要となっています。



(資料：いざれも漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：漁業・養殖業生産統計年報および栽培漁業・海面養殖用種苗の生産・入手・放流実績)

4 漁業の担い手の確保・育成

本県の海面の漁業経営体数、漁業就業者数は、ともに減少の一途をたどっており、平成5年の8,383経営体、17,005人から、平成25年には4,118経営体、7,791人となりました。漁業就業者数は、毎年平均で461人減少しており、新規就業者が直近10カ年平均で37名であることから、このまま推移すると、平成35年には漁業経営体数が2,400経営体程度に、漁業就業者数が4,700人程度に減少すると予測されます。

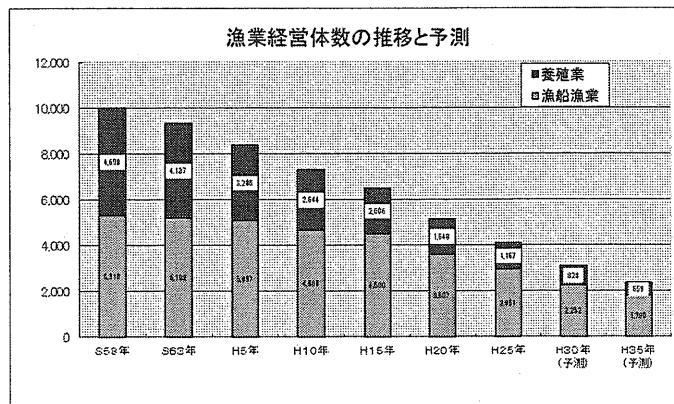
このような中、新規就業者の育成支援組織である「漁師塾*」の開設への支援や国の青年就業準備給付金や長期研修支援制度の活用などの取組を進めてきた結果、本県での新規漁業就業者は、平成17年度の22名から平成26年度には44名と増加傾向にあります。

平成26年度の新規就業者のうち、県内非漁家および県外の出身者の割合は54%で、県内漁家出身者の46%を上回っています。また、まき網漁業や定置網漁業など法人が営む漁業では、毎年安定して新規雇用を行っており、法人の雇用は新規就業者の41%を占めています。

さらに、漁業の多様な担い手の確保や障がい者の新たな就労の創出に繋がるよう、福祉事業所の漁業参入や漁協、漁業者等から福祉事業所への作業委託の促進など水福連携*の取組を進めています。

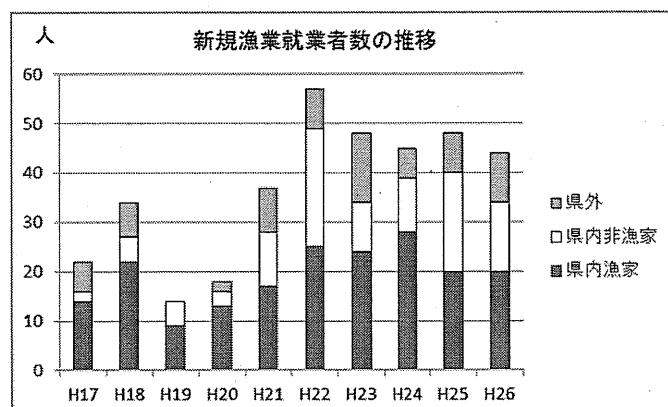
県内の漁業就業者の高齢化率(65歳以上の占める割合)は、49.7%と、全国平均の35.2%(平成25年農林水産省調べ)を大きく上回っています。

また、水産業が基幹産業である漁港背後集落*の人口は、平成12年以降の15年間で20%減

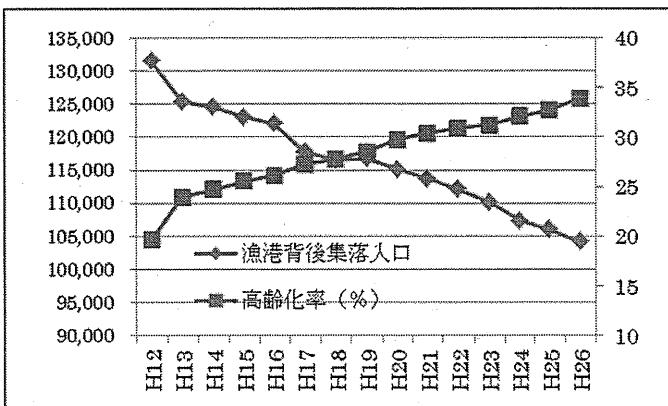


(資料：農林水産省 「2013年漁業センサス」)

*予測値は三重県予測



(資料：三重県調べ)



三重県の漁港背後集落の人口と高齢化の推移

*漁港背後集落とは、漁港を日常的に利用する漁家が2戸以上ある集落
(資料：三重県調べ)

少し、65歳以上が人口に占める高齢化率も34%へ上昇（全国平均35%）するなど、地域活力や集落機能の低下が深刻な状況となっています。

今後、水産業・漁村を支え、活性化させていくためには、取組の中核を担う若い漁業就業者を水産業の担い手として確保・育成していく必要があります。

特に、県内非漁家および県外の出身者が新規就業者の過半を占めることから、漁師塾*の地区拡大等による就業支援体制の強化や、協業化による新たな雇用の創出が必要です。

また、漁業の多様な担い手の確保や水福連携*の取組を進めていく必要があります。

漁師塾の取組

県では、平成24年度から地域外の新たな参入希望者を受け入れる仕組みである「漁師塾*」を支援しています。現在、津市の「白塚(しらつか)漁師塾」、志摩市の「畔志賀(あしか)漁師塾」、尾鷲市の「早田(はいだ)漁師塾」が活動しており、これまでに研修継続中の10名を含む25名の若者が漁師塾で受講し、うち9名が漁業に就業しています。

平成27年度からは、3つの塾ごとに行われてきた、漁業制度や安全操業などを学ぶ講座を1か所で開催するとともに、カリキュラムの充実を図っています。



実技研修(大型定置)

水福連携の取組

平成27年度から新たに、障がい者を雇用して実施する漁業等のモデル事業を福祉事業所等に委託し、カキ養殖などの漁業への参入を促したり、「共同受注窓口みえ*」と連携するなど、水福連携*の取組を促進しています。

その結果、平成27年度は、漁業者等から福祉事業所等に対して10件の漁労作業が委託されています。

また、平成27年9月からは、カキ養殖における障がい者の漁業参入の可能性を検証するため、県が志摩市社会福祉協議会へ委託し、的矢湾において実証試験を開始しています。



障がい者によるカキ掃除作業

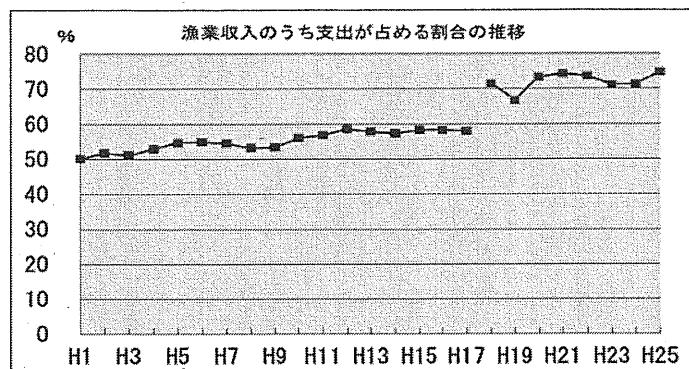
5 漁業経営の安定化

全国的に漁業経営の実態は極めて厳しく、主として漁船漁業を営む個人経営体の漁労所得の全国平均は、201万円（平成25年農林水産省調べ）に留まり、水田農業を営む主業農家（農家所得の50%以上が農業所得で、65歳未満の農業従事60日以上の者がいる農家）の全国平均所得457万円（平成25年農林水産省調べ）の43%、また、勤労者世帯の所得にあたる勤労者世帯勤め先収入の全国平均584万円（平成25年家計調査）の34%と非常に低い水準にあります。

資源の減少や魚価の低迷により漁業による収入が伸び悩む一方で、燃油、漁業資材、飼料等の支出は増加し、収入に対する支出の割合は高くなる傾向にあることから、今後さらに漁労所得の減少が見込まれます。

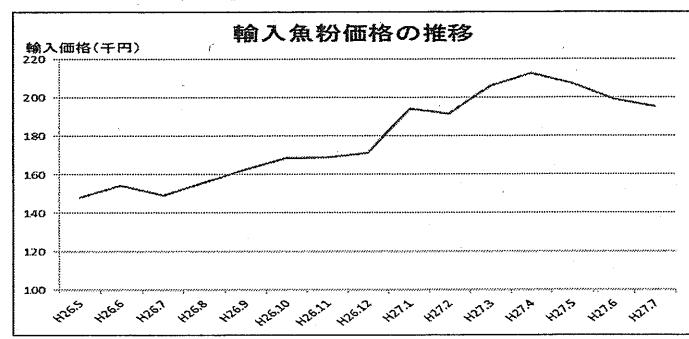
特に、養殖業については、えさ代が経費の大部分を占める魚類養殖業者において、ペルー産カタクチイワシの漁獲制限等による輸入魚粉価格の高騰を受け、平成27年6月には、飼料価格が2割程度上昇し、漁業経営を圧迫する事態となりました。なお、ペルーの漁獲制限解除を受け、県内の飼料価格も平成27年10月から下落に転じています。

また、三重県の主要養殖種類である、マダイ養殖、真珠

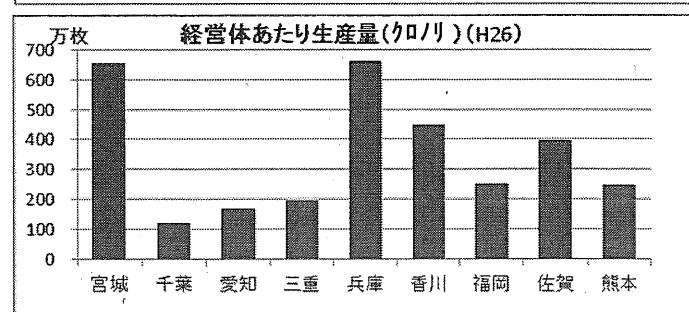
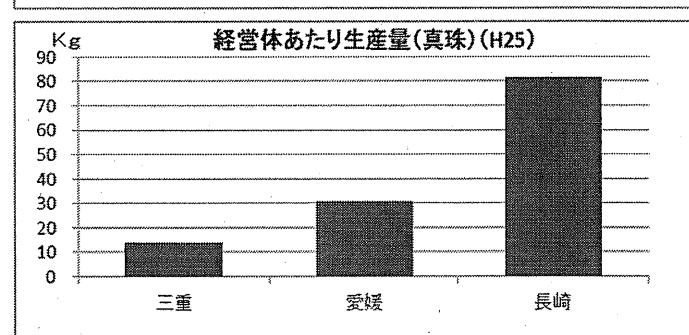
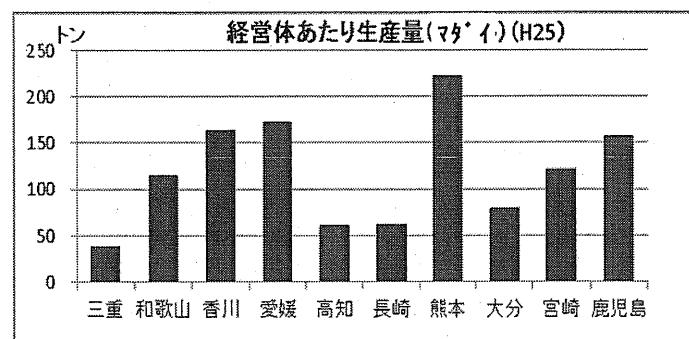


(農林水産省「漁業経営調査報告」)

※H17年度以前とH18年度以降では調査方法が変わったため、連続性がない。)



(財務省貿易統計)



(資料：いづれも漁業・養殖業生産統計年報、漁業センサス)

養殖、クロノリ類養殖の1経営体あたりの生産量を上位生産県と比較すると、マダイ養殖漁家の1経営体あたり生産量（38トン、H25）は愛媛県の5分の1、真珠養殖漁家の1経営体あたり生産量（13.8kg、H25）は長崎県の6分の1、クロノリ養殖漁家の1経営体あたり生産量（190万枚、H26）は佐賀県の半分、兵庫県の3分の1であり、当県の小規模な経営体は、大規模な他県の経営体に比べ、コスト面等で不利な状況にあります。

このように、漁業経営が年々厳しくなる中、漁業経営の安定を図るため、資源管理の推進や6次産業化*による高付加価値化、複合経営、協業化、作業の効率化により、収入の増加や経費の削減を進めることができます。

また、異常な事象や不慮の事故、燃油・飼料価格の高騰等による漁業経営への影響を緩和する漁業共済やセーフティーネット*については、加入率100%の漁業がある一方で、50%を下回る漁業や加入率の低い地区があることから、引き続き加入を促進し、経営の安定を図っていく必要があります。

6 漁協経営の基盤強化

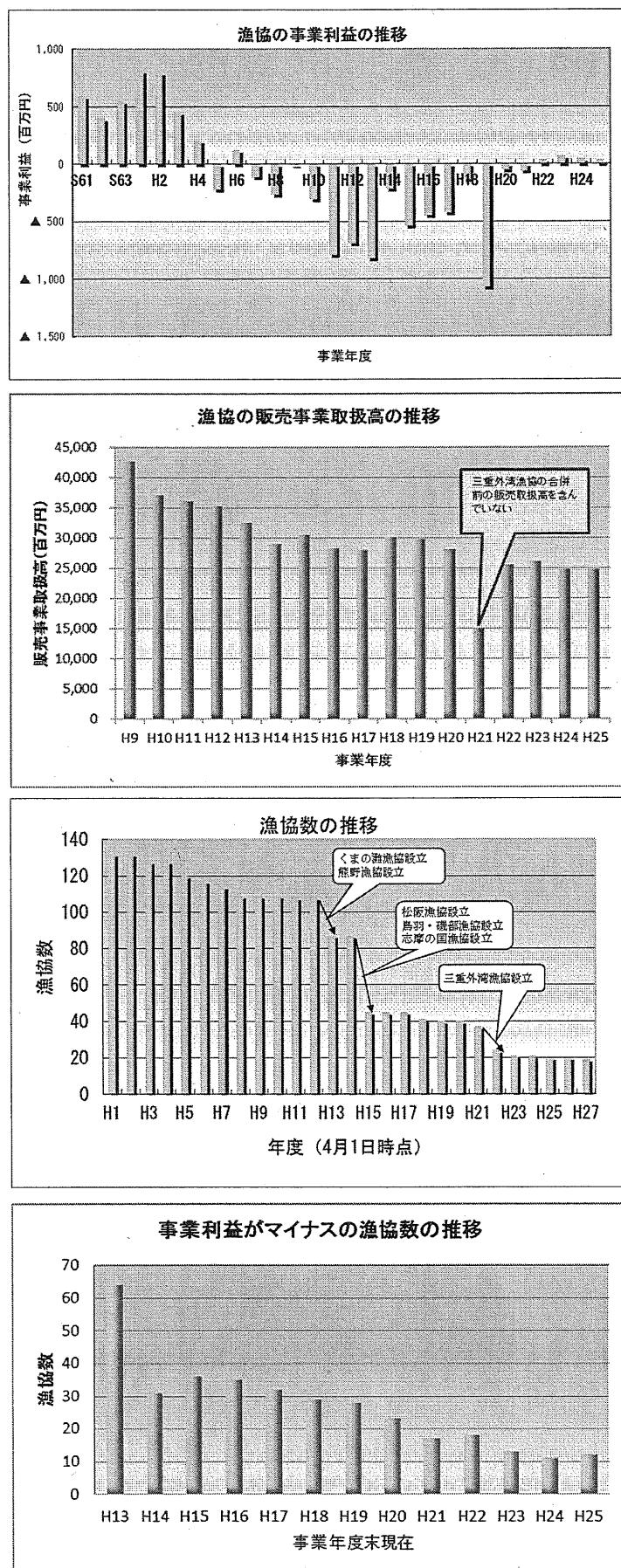
漁協は、健全な経営基盤を確保し、漁業者の協同組織として、地域の水産業振興や活性化の中核的な役割を果たす必要があります。また、海浜清掃等の環境保全や海難救助、魚食普及など、漁村地域において様々な役割も担っています。

漁協の経営は、平成元年頃から、漁業者や漁業生産量の減少を背景とした漁協の購買、販売事業の収益減少により、漁協の事業利益が減少し、悪化する傾向となりました。

漁協等水産関係団体は、漁協の経営基盤強化を図るため、漁協合併を進め、平成9年度末に109組合あった沿海漁協数は、平成26年度末には19漁協にまで再編が進みました。

合併漁協は事業の効率化による管理費の削減や直販事業等の新たな取組による収益の増大などに取り組み、事業利益を黒字化し、経営改善に一定の成果を上げています。県内19漁協の事業利益の合計についても、合併漁協の黒字転換により、近年、プラスに転じました。しかし、多くの小規模漁協では、運営の合理化や新たな取組の展開が進まず、依然として、事業利益がマイナスとなっていることから、更なる合併により、漁協の経営基盤強化等に取り組む必要があります。

県1漁協合併について、漁



(資料はいずれも県調べ)

協等水産関係団体は、平成 22 年 10 月の第 8 回漁協大会において、平成 26 年度を目標に「県 1 漁協の実現」を大会決議し、合併協議を進めてきました。

しかしながら、漁協間の規模格差が大きいことや合併後のサービス低下への懸念などを理由に、組合員の理解を得るために時間を要しており、平成 25 年 1 月の三重県漁協合併推進協議会において、合併目標が平成 30 年 4 月まで延長されました。

合併目標期限は延長されましたが、県 1 漁協の実現を見据え、引き続き、「三重県漁協合併推進協議会」を中心に、合併に向けた取組を促進していく必要があります。

合併漁協の直販事業の取組

いくつかの合併漁協が直販事業に力を入れ、地域住民や観光客に地元の新鮮な水産物を提供し、消費拡大と漁協の収益拡大に取り組んでいます。

鈴鹿市漁協は、平成 21 年度に直販所「魚魚鈴（ととりん）」を開設し、鮮魚や加工品を販売しています。

鳥羽磯部漁協は、平成 21 年度に地元水産物を提供する漁協直営食堂「魚々味（ととみ）」を開設し、人気を博しています。また、同漁協は、鳥羽志摩農協と共に L L P（有限責任事業組合）*を設立の上、平成 26 年度に「鳥羽マルシェ」をオープンし、農水産物の販売や地元食材を使ったビュッフェレストランの運営を行っています。

三重外湾漁協は、平成 24 年度から、移動販売車による直販事業に取り組んでおり、移動販売は、地域の高齢者など買い物弱者に対する支援としても評価されています。

熊野漁協は、平成 26 年度に「鬼ヶ城」に熊野漁協水産物直売所を整備しました。



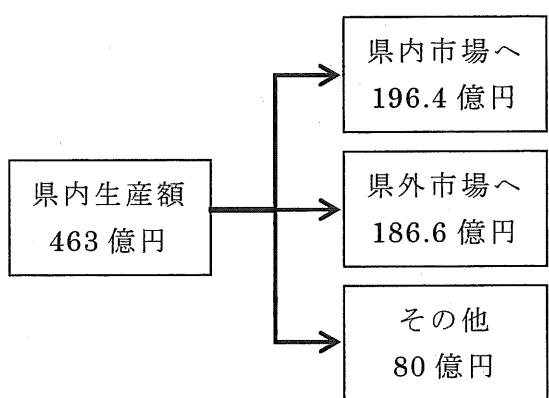
三重外湾漁協の移動販売

7 多様化する水產物流通への対応

①国内流通について

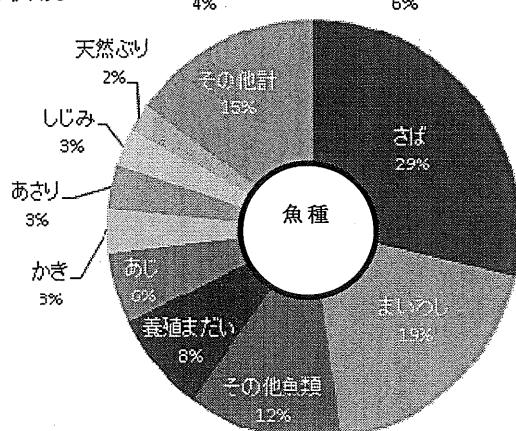
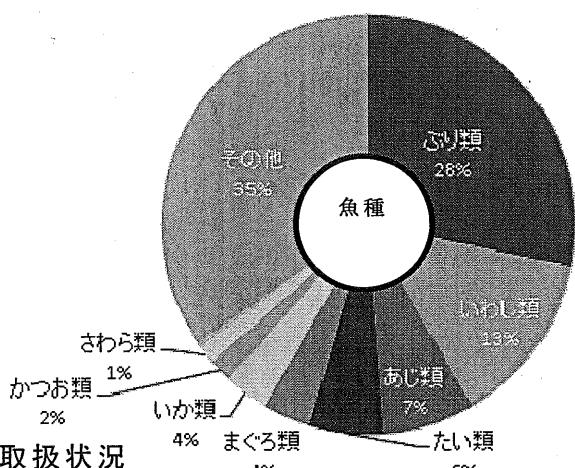
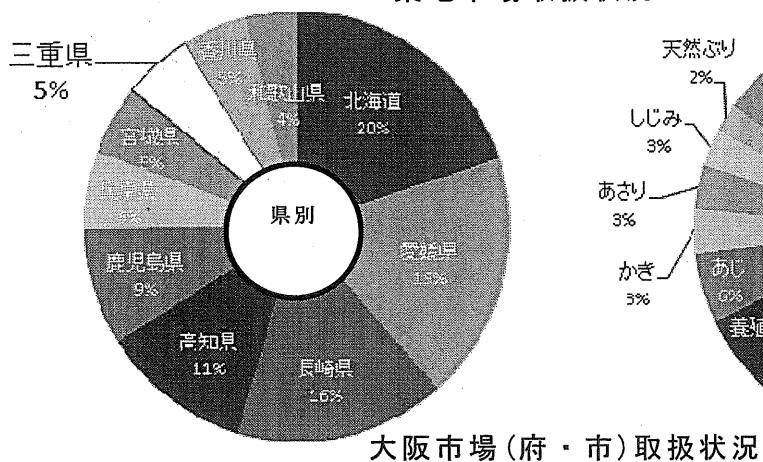
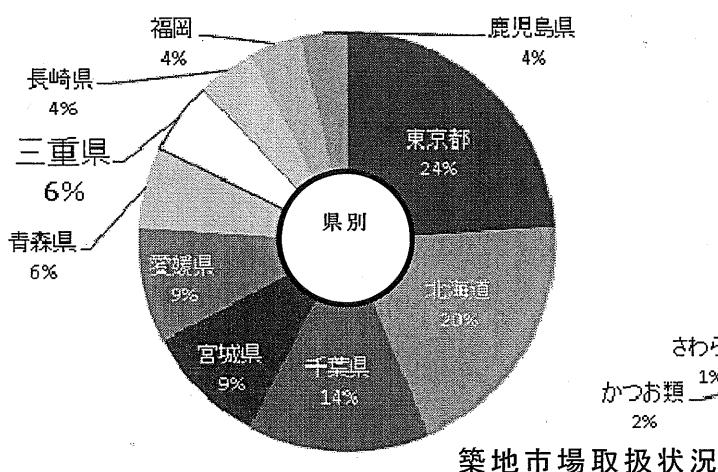
県内で水揚げされる水産物は、県内主要地方卸売市場(北勢、県、伊勢)のほか、県外市場(築地市場、大阪市場(府・市))などに出荷されており、平成25年の県内市場、県外市場における三重県産水産物の市場取扱金額は、ともに190億円程度で、ほぼ同額となっています。

また、県外市場の取扱高に占める三重県産水産物の比率は、築地市場、大阪市場(府・市)とも5%程度(H26)であり、築地市場へはブリ類・イワシ類・アジ類、大阪市場(府・市)へはサバ類、イワシ類が多く出荷されています。



三重県産水産物の市場取扱実態 (H25)

(資料：県内生産額は東海農林水産統計年報、
市場取扱額は各市場ホームページ)



各市場とも左は県別取扱割合、右は市場における三重県産水産物魚種別取扱割合

(資料：築地、大阪(府・市)各ホームページ)

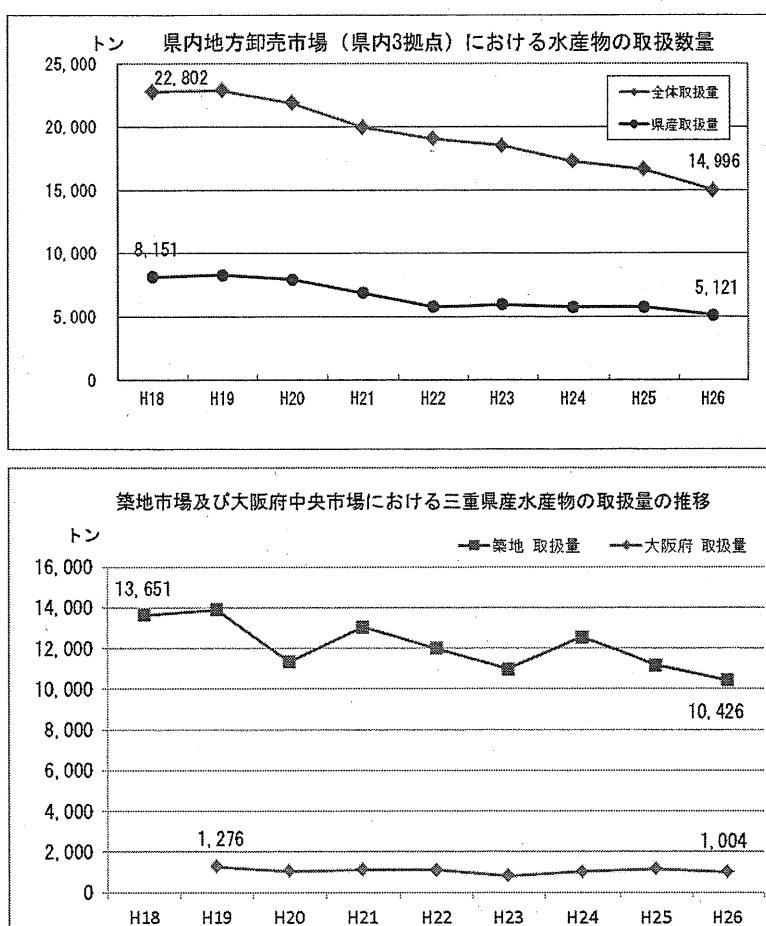
次に、各市場における近年の三重県産水産物の取扱数量の推移をみると、県内地方卸売市場および大阪府中央市場ではほぼ横ばい(県内はH22以降)となっているものの、築地市場では減少傾向にあります。

全国的に水産物の市場経由率は減少傾向にあります。しかし、水産物の需給調整に係る市場流通の役割は大きく、今後も市場流通は水産物流通の中核的なシステムとして存続すると考えられます。一方、「朝獲れ」、「産地直送」など、市場流通では実現しにくい新たなニーズへの対応も必要となっています。そこで、三重県産水産物の流通については、既存の市場流通を経由するものと、新たな市場外流通のルートを利用するものの両面から対応するとともに、ICT(情報通信技術)*の活用等についても検討していく必要があります。

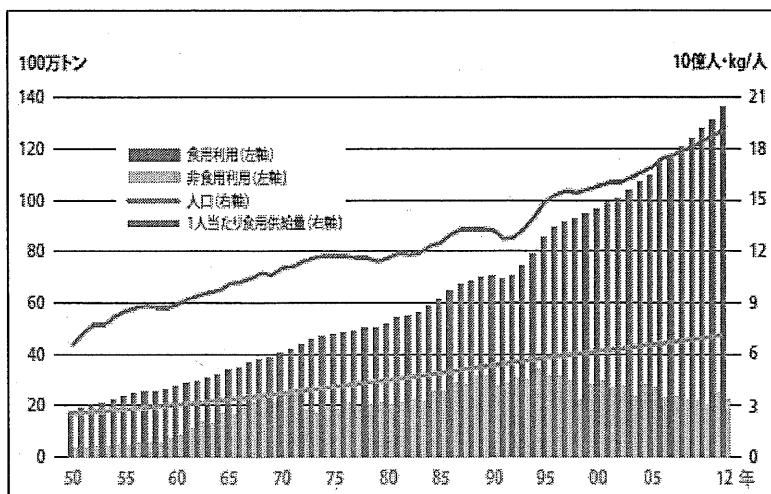
加えて、東北地方をはじめとして衛生管理型市場が増加し、一部の県においては産地市場統合による効率的な出荷体制が実現されていることから、本県においても、高度な衛生管理や市場統合により、産地市場の競争力を高めていく必要があります。

②輸出について

世界の人口1人当たりの見掛けの魚介類消費量は、1960年代の10kg前後から2012年(平成24年)には19.2kgにまで増加しており、今後も、水産物消費の増加傾向は続くと



(資料：各市場ホームページ)



(資料：世界漁業・養殖業白書 2014)

予想されています。

日本からの輸出の推移についてみると、輸出量については年変動があるものの、輸出金額については、近年増加傾向にあります。

輸出金額の国別

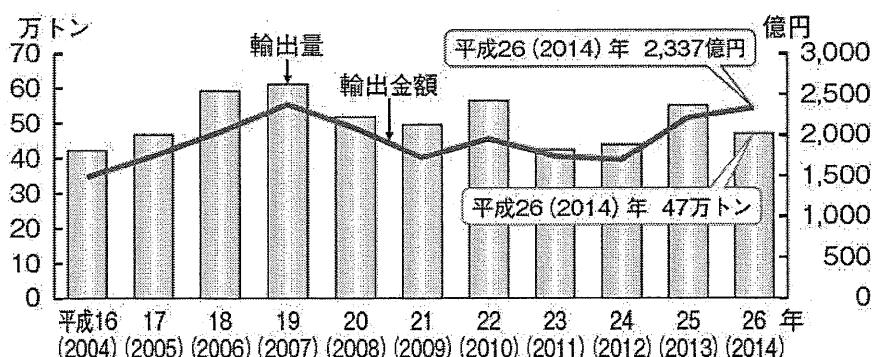
輸出割合を見ると、香港への輸出が約3割を占めており、次いで米国、中国と続いています。

また、品目別割合をみると、ホタテ、真珠、サバと続いている。この中で、ブリは米国、香港、ナマコは香港・中国、冷凍カツオ類はタイなど特定の国に集中して輸出される傾向がありますが、サバ、マグロ類は多様な国に輸出されています。

③ TPP協定について

平成27年10月にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が大筋合意され、水産物に係る関税の撤廃または削減の方向が決定されました。輸入については、TPP参加国からの輸入実績が少量であることなどから、国産水産物への影響は限定的と考えられています。また、輸出については、関税撤廃により、更なる輸出拡大が期待されています。

今後は、平成27年11月に国において決定された「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、持続可能な収益性の高い操業体制への転換による体质強化や国際競争力の強化と輸出拡大等に努めていく必要があります。

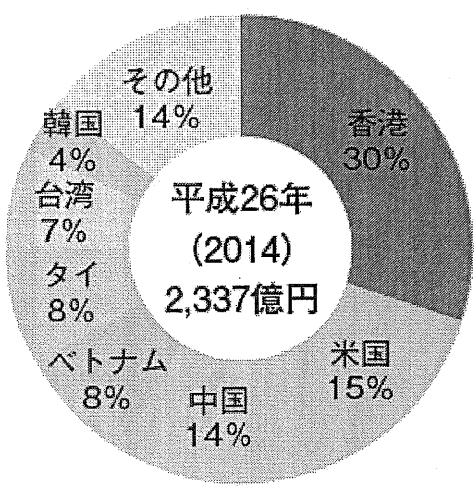


(資料：財務省「貿易統計」)

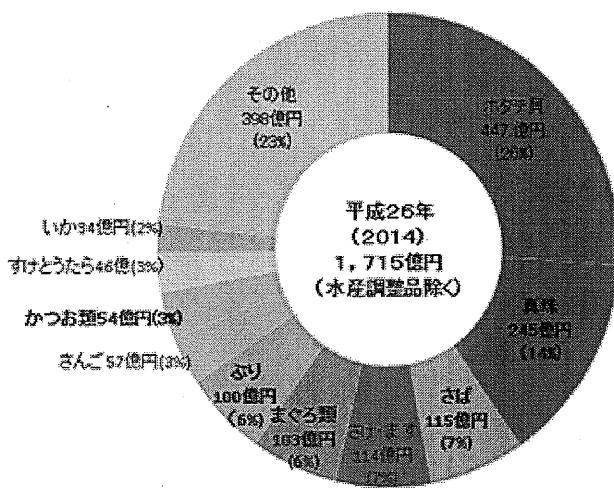
③ TPP協定について

平成27年10月にTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）が大筋合意され、水産物に係る関税の撤廃または削減の方向が決定されました。輸入については、TPP参加国からの輸入実績が少量であることなどから、国産水産物への影響は限定的と考えられています。また、輸出については、関税撤廃により、更なる輸出拡大が期待されています。

今後は、平成27年11月に国において決定された「総合的なTPP関連政策大綱」を踏まえ、持続可能な収益性の高い操業体制への転換による体质強化や国際競争力の強化と輸出拡大等に努めていく必要があります。



水産物の国別輸出割合
(資料：H26 水産白書)



水産物の品目別輸出割合
(資料：農林水産省資料)

④市場価格の現状について

1) 魚価動向について

三重県の産地市場における直近10年の動向についてみると、ブリとヒラメ、アナゴ類を除き、おおむね横ばいもしくはやや上昇傾向で推移しています。アナゴは価格変動が大きく単価差で600円/kg程度の開きがあります。また、ブリやヒラメは下落幅が大きく、特にブリについては平成11年の1,114円から平成22年の169円まで落ち込んでいます。

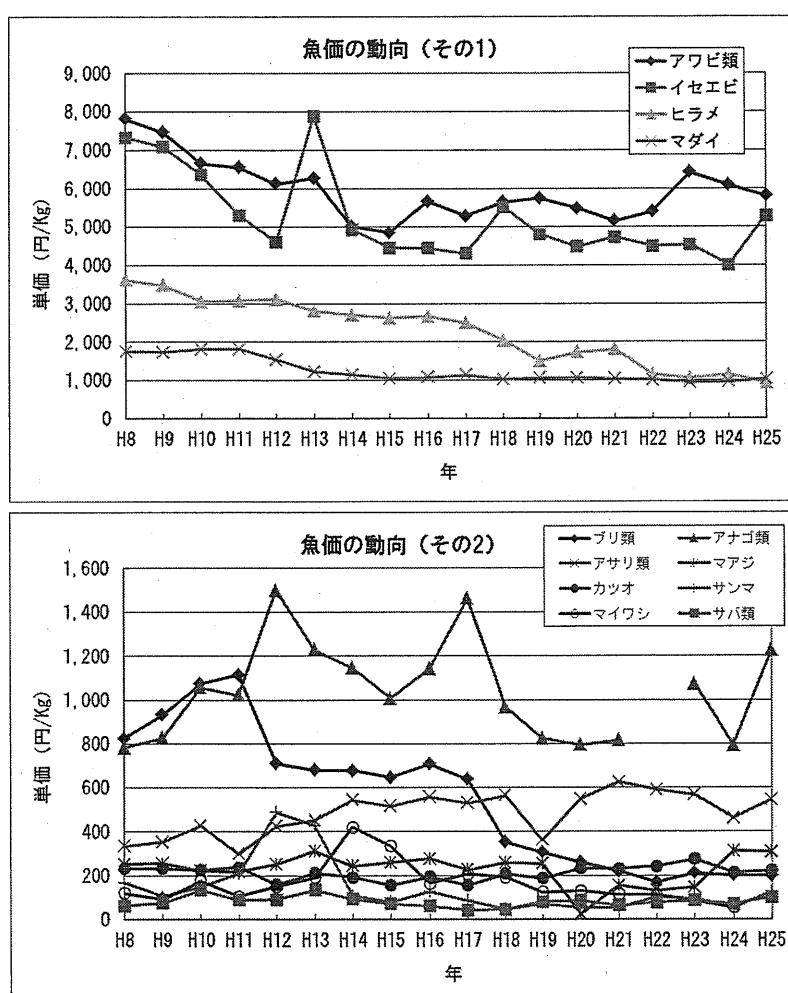
2) 各流通段階の価格形成および小売価格に占める各流通経費について

平成20~24年の小売価格に占める流通経費割合の推移についてみると、中間流通経費や小売経費の比率が約70%を占め、生産者の受取価格の割合は微増傾向にあるものの、約30%にとどまっています。

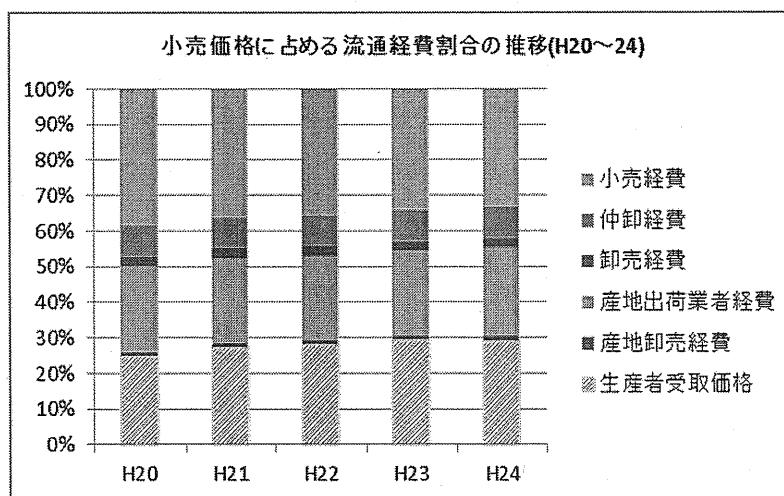
水産物は、鮮度が落ちやすいことや、複雑な需給調整を市場機能に依存していることなどから、中間流通経費の大幅な削減には、流通の仕組みそのものを変える必要があり、早急な対応は難しい状況です。

3) 生産者の受取価格向上に向けて

このような状況の中、魚価を回復させ、生産者の受取価格を向上させるためには、魚に関する専門的な知識を有する人材を配置した小売業者と連携して、三重県産水産物の魅力（季節感や鮮度、品揃え等）を前面に押し



(資料：漁業・養殖業生産統計年報)



(資料：食品流通段階別価格形成調査)

出したPRや販売を実践することで、消費者に魚の魅力を伝え、購買意欲に繋げる取組が必要です。

首都圏・関西圏における県産水産物の消費喚起に係る取組

首都圏・関西圏等での県産水産物の消費拡大を目的に、情報発信力の強いマスコミや消費者を対象に、三重テラス*や築地市場、民間企業施設においてイセエビやアワビなど話題性の高い水産物に関する情報発信イベントや販売イベントを開催しました。

各種イベントでは、県産水産物を使った料理提供と合わせ、生産者自らが食材に関する魅力を伝え、県産水産物の消費喚起を図りました。



民間企業と連携したイベント

海外飲食店での県産水産物の活用促進に係る営業活動

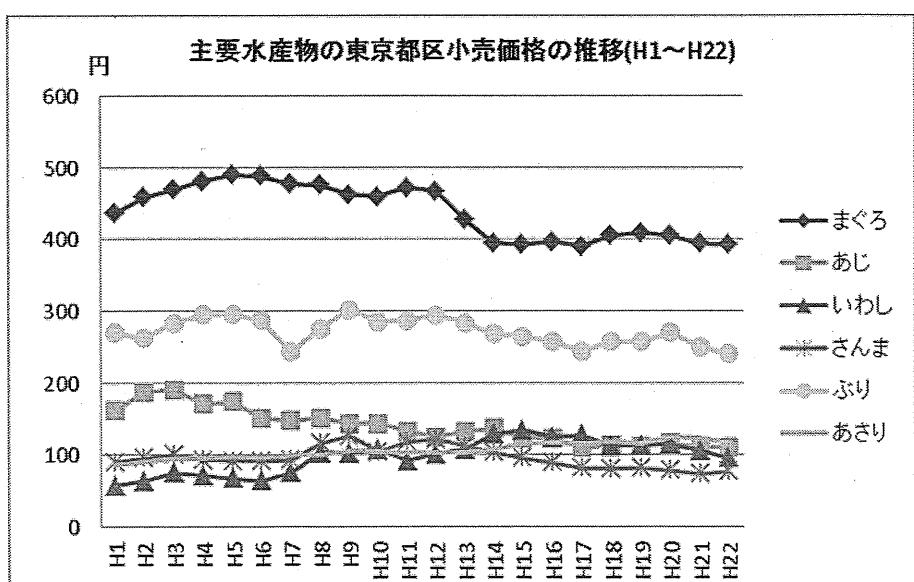
海外での和食ブームや伊勢志摩サミット開催を好機と捉え、県産水産物の輸出に向けた取組が活発になっています。

県は、シンガポールにおいて、市場調査を実施するとともに、アジア諸国のバイヤーや現地日本食レストランのシェフとの商談機会を通じ、意欲的に輸出に取り組む生産者の営業活動を支援しています。



海外飲食店オーナーへの営業活動

(参考)



(資料：総務省「家計調査」)

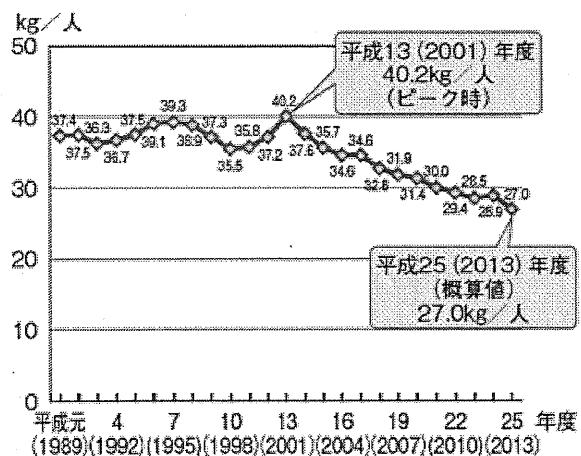
8 水産物消費構造の変化への適応

①国内の水産物消費について

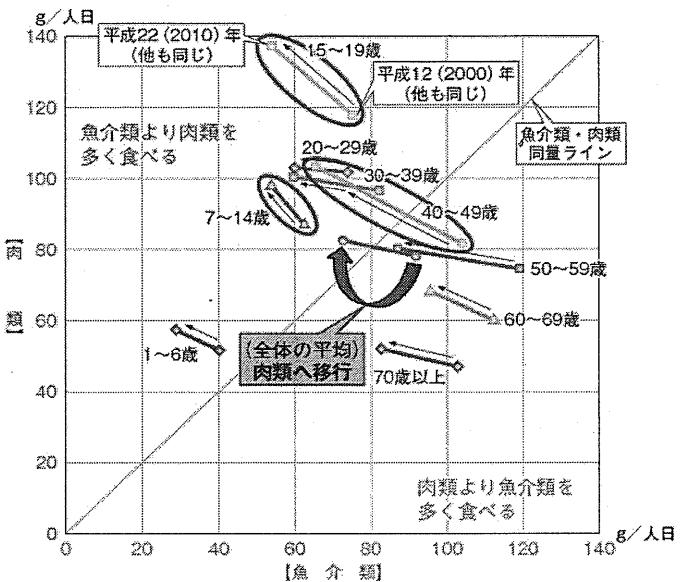
平成 12 年から 22 年にかけての魚介類と肉類の 1 人 1 日当たり摂取量の変化をみると、全体の平均で魚介類を肉類が上回り、魚離れの進行が顕著になっています。年齢階層別に見ても、全階層において魚介類が減少、肉類が増加する傾向がみられます。特に、40～49 歳の階層において魚介類を肉類が上回ったことで、50 歳未満のすべての階層において、魚介類より肉類を多く食べる傾向となっています。

食用魚介類の 1 人当たり年間消費量は、平成 13 年度の 40.2 kg / 人をピークに減少を続け、平成 25 年度は 27.0 kg / 人となっており、長期的には、人口減による国内消費の減少も懸念されます。

また、ライフスタイルの変化に伴う魚の調理離れも起きていていますが、回転寿司の台頭や輸入サーモンによる消費市場の席巻など、消費者のニーズや消費スタイルに合致した商品・業態は、消費者に受け入れられています。

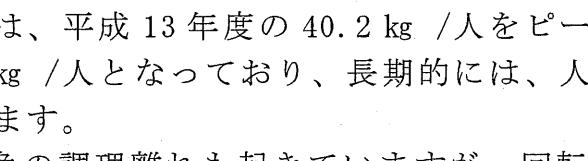


(資料：農林水産省「食料需給表」)



(資料：厚生労働省

「国民栄養調査」、「国民健康・栄養調査報告」)



(資料：総務省「家計調査」 二人以上の世帯)

最近では、水産庁がファストフィッシュ*の取組を進めるなど、消費者ニーズの変化に合わせた魚の食べ方提案も始まっています。

また、県内においても、南伊勢町は平成 26 年度に「魚消費拡大応援条例」を制定し、魚消費拡大応援月間（11 月）や魚魚の日（毎月第 1 金曜日）を定めるなど、地域の水産振興や水産物の消費拡大、魚食普及促進などに取り組んでいます。

②県内の水産物消費について

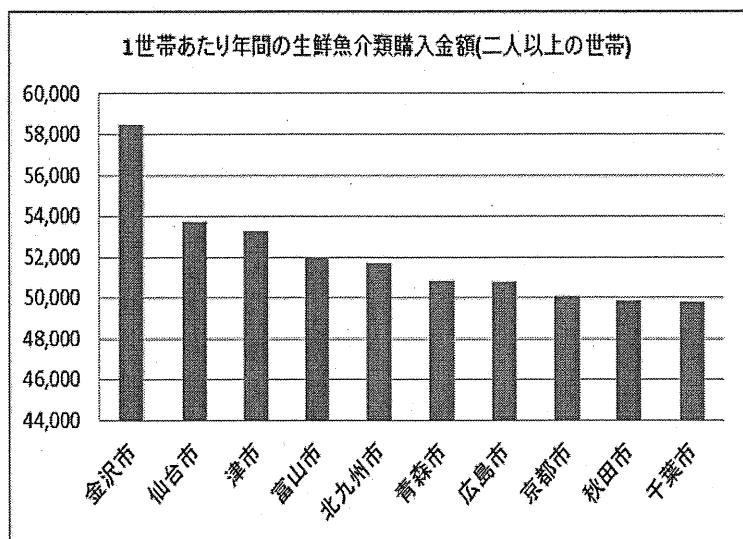
全国都道府県庁所在地および政令指定都市別調査(平成26年)における生鮮魚介類支出金額(二人以上の世帯)についてみると、津市は金沢市、仙台市に次いで全国3位となっています。

また、県が実施した水産物の消費に関する意識・意向調査(平成21年)およびキッズ・モニターアンケート(平成26年)では、魚を食べる頻度を問う設問で、週に2~3日と回答する人が最も多く、水産物消費が盛んであることがうかがえます。

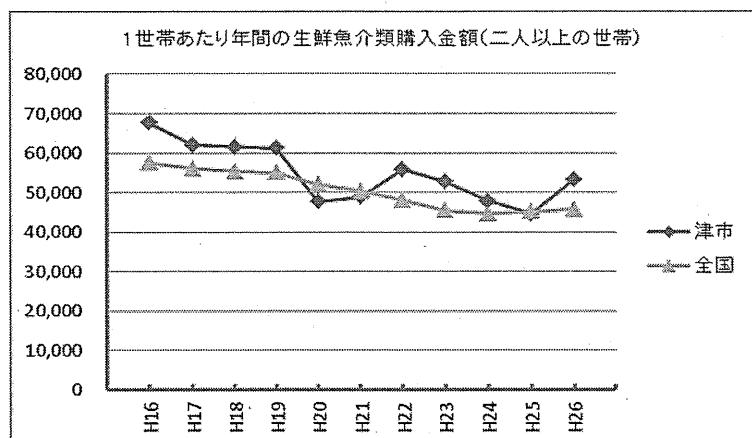
しかし、直近10カ年の1世帯あたりの年間生鮮魚介類購入金額(二人以上の世帯)は、津市、全国とも10年間で約20%減少しており、津市においても、全国と同様に消費者の魚離れが進んでいることがわかります。

③水産物消費の促進に向けて

県内外で消費者の魚離れが長期的な傾向である中において、魚食を普及し、水産物消費を促進することは、三重県における水産業の維持発展や魚食文化の継承にとって非常に重要です。水産物の消費を取り巻くさまざまな環境変化に順応しながら、バランスの良い食生活を提倡する中で魚食普及を図っていくことが大切です。このため、三重県産水産物について学べる場の提供や魚を食べることの意義・重要性について伝えられる人材の育成、スーパーマーケット等消費者の生活に密着した場所における魚の魅力発信など、消費者が三重県産水産物のことを「知りたい」、「食べたい」、「買いたい」と感じられる取組を展開していく必要があります。



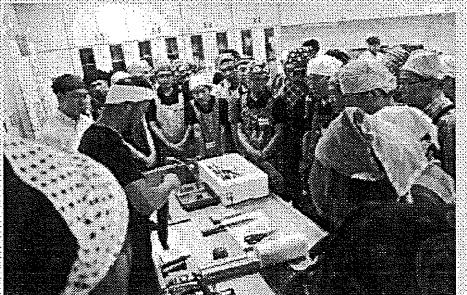
(資料：総務省「家計調査」)



(資料：総務省「家計調査」)

消費者の魚食への興味づくりと食育につながる魚食普及の取組

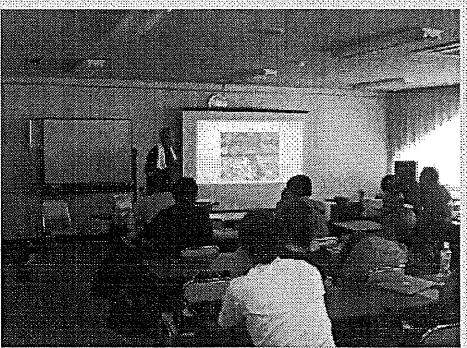
専門家を講師に招いた料理教室や消費者が興味をもつ健康・酒造等の異業種が開催するイベントにおいて、漁業者や水産加工業者が三重県産水産物の消費拡大を目的に実演販売を行いました。



男性を対象とした料理教室

三重県魚食リーダーの認定と活動支援

魚に関する知識や魚料理の調理技術、魚を買いたくなるような販売方法や情報発信に係る知識を有し、地魚の消費拡大や魚食普及を伝承することができる人材として、平成27年度に19名の三重県魚食リーダー*を認定しました。魚食リーダーは、スーパーにおいて時短・簡便魚料理法の実演等を行い、魚食の魅力を発信しています。



魚食リーダー養成講座

9 活力ある水産業・漁村の実現

水産業・漁村は、安全で安心な水産物を安定的に供給するとともに、水域環境の保全、レクリエーションなどによる交流の場の提供、漁村独自の「食」や「祭り」など地域文化の継承の役割を担ってきました。

しかし、三重県人口ビジョンでは、水産業を基幹産業とする県南部地域（伊勢市以南）において、過疎化・高齢化は今後も進行し、県南部地域の人口は2010年（平成22年）の34.5万人から2040年の24.2万人へ減少、65歳以上の高齢化率は2010年の約31%から2040年の約40%へ上昇すると推定されています。このため、地域活力の低下や集落機能の維持が困難になる等、深刻な状況が懸念されています。

漁村の過疎化・高齢化が進行する中、都市においては、心の豊かさへの志向などを反映して、「自然」や「美しい景観」、「伝統文化」に恵まれた漁村での「やすらぎ」や海洋性レクリエーションへの期待が高まっています。また、所得の額のみにとらわれない漁村でのライフスタイルの実現など多様な価値観も生まれています。このような情勢も踏まえ、多くの漁村において、活性化をめざした様々な取組が始まっています。

平成23年度には、地域における水産業のあり方、漁村の活性化などについて、地域が自らその方針を定める「地域水産業・漁村振興計画*」の策定、実践が始まり、平成26年度からは、地域水産業・漁村振興計画に加えて国の「浜の活力再生プラン*」の取組が始まりました。平成27年9月時点においては、県内33地区で地域水産業・漁村振興計画*または浜の活力再生プラン*が策定され、その取組が始まっています。

取組の内容は、資源管理や栽培漁業の推進、藻場造成などの環境保全活動、未利用資源の活用、地域產品のブランド化や販路開拓、加工販売等による付加価値向上、学校給食への食材提供を通じた食育、イベントを通じた都市との交流、漁業後継者対策など多岐にわたっています。これらの取組の中には、菅島地区のサメやアカモク等の未利用資源の商品化、錦地区の養殖マダイの加工品等の開発と直売、鈴鹿市漁協や鳥羽磯部漁協の鮮魚加工販売等による付加価値向上など、既に成果が出ている取組も見られます。

また、海女漁業については、海女漁業者が連携した取組が開始されているほか、魚類養殖、クロノリ養殖でも、漁業種類ごとに県内の関係漁業者が連携して取組を展開することが検討されています。

これら以外にも、鈴鹿市漁協、鳥羽磯部漁協、三重外湾漁協等では、水産物消費拡大や魚価対策、漁協経営基盤強化等を目的に直販事業が展開され、まき網漁業や遠洋マグロはえ縄漁業では、国のもうかる漁業創設支援事業*を活用し、経営改善に取り組む事例がみられます。さらに、釣り船など従来からの遊漁案内にとどまらず、漁業体験や漁村の自然、文化、くらしなども地域資源として活用し、臨海学校の誘致や観光集客につなげる動きがあります。地域資源を集客交流に繋げようとする漁業者等が各種研修会や講座、アドバイザー派遣制度等を積極的に利用する例も見られます。

加えて、海女漁業、カキ養殖などの国、県をまたいだ連携、先進的事業者による水産物加工や輸出への取組など、地域の動きは着実に活発化しており、漁村地域の活性化に向けた効果が期待されるところです。

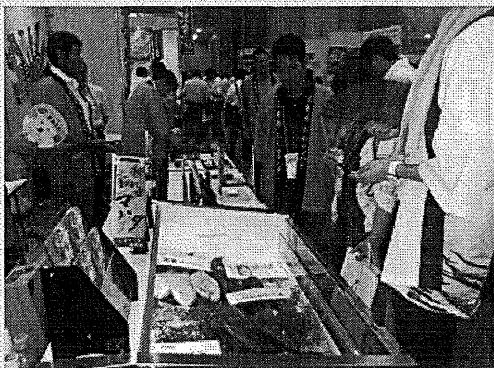
当面、多くの漁村において、人口の減少は避けられない情勢ですが、漁業を中心に地域の豊かな資源を生かして、漁業と他の産業との連携や地域外の人材の活用、高齢者や女性の参画も図りながら、さまざまな取組を展開し、地域の活力を高めていく必要があります。

ヒロメ、マハタの養殖とPRの取組

紀北町では、地域内で消費されてきたヒロメを養殖し、地域外に販売する取組を始めており、尾鷲市でヒロメ養殖に取り組む地区との連携もスタートしました。

また、尾鷲市の養殖業者は、種苗の量産が軌道に乗りつつあるマハタの養殖に取り組んでいます。

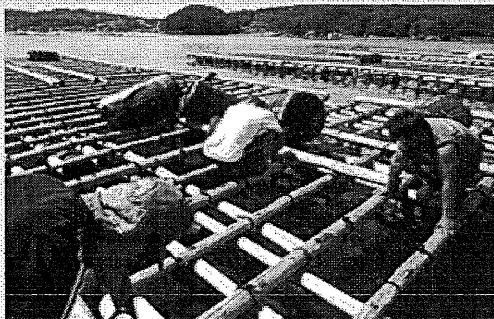
平成24年には大阪シーフードショーにも出展し、ヒロメ、マハタのPRや販路の確保に取り組んでいます。



シーフードショーのマハタPR

アサリ養殖の取組

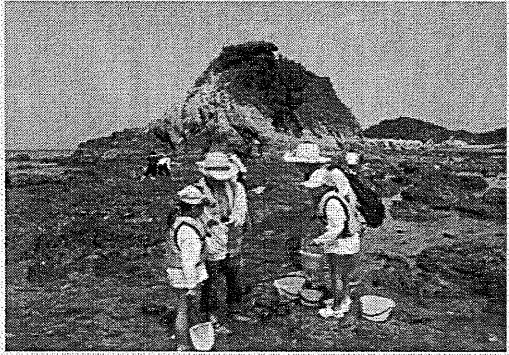
浦村アサリ研究会は、アサリの採苗と垂下養殖技術を確立し、本業であるカキ養殖の繁忙期以外の時期を使って、経営の多角化に取り組みました。研究会の取組は、平成25年度農林水産祭で天皇杯を受賞しました。



アサリ垂下養殖の作業風景

地域資源を生かした集客の取組

鳥羽市の「島の旅社」と「海島遊民くらぶ」では、「無人島たんけんツアーや「鳥羽の台所つまみ食いウォーキング」など、漁村の自然やくらしなどを生かした、多彩なツアーメニューを企画、運営し、漁村の活性化に貢献するとともに、ガイド事業や地域づくりに関する研修プログラムも運用しています。



干潮時の磯でエコツアー

カキ養殖に係る他県との連携

三重県、広島県、宮城県は、東京都内においてカキ消費拡大のイベントを共同で実施するほか、各県アンテナショップを活用した販売促進の連携も進めています。また、主要なカキ生産県の生産者は、カキサミットを開催し、カキ養殖の持続的な発展に向け、品質向上や消費・流通など幅広い観点から協議を行っています。



カキ消費拡大イベント（東京都内）

10 藻場・干潟の再生・保全

沿岸海域において、藻場や干潟は、水質浄化の機能や多くの生物の産卵・成育場等といった生物多様性の維持機能等に重要な役割を担っています。

藻場は、多くの生物の産卵・成育の場として“海の森”とも呼ばれる役割を果たすとともに、水中の栄養塩類を吸収したり、酸素を供給するなど海水浄化の役割も担っています。

しかし、高度成長期以降、沿岸域の開発に伴う埋立、透明度の低下などにより藻場面積も減少を続け、近年においても、平成2年の8,279haから平成22年の5,619haに32%減少しました。

海域別に見ると、伊勢湾沿岸では、平成2年の3,612haから平成21・22年の2,548haに、熊野灘沿岸では平成2年の4,667haから平成21・22年の3,071haに減少しています。

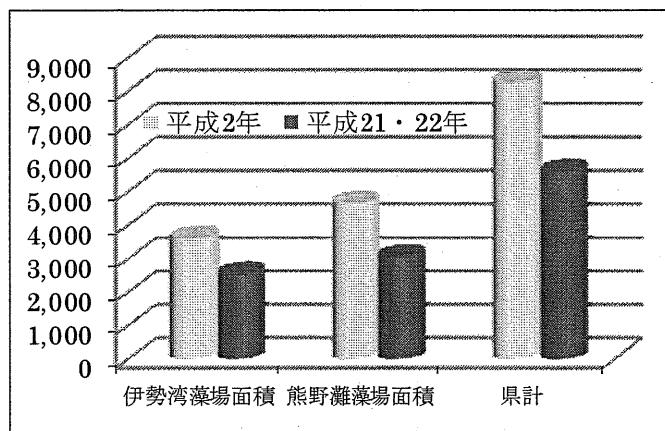
さらに、近年は、アラメなどに関して、温暖化等により海藻を食べる魚類やウニ等の食害生物が増えすぎたことで生態系のバランスが崩れ、藻場の消失をまねく「磯焼け」もみられています。

干潟は、アサリなど水産上の重要種を含む多くの生物の生息場所であるとともに、魚類、エビ・カニ類をはじめ多様な生物の産卵場や幼稚仔の成育場となっています。また、干潟では貝類、ゴカイ類等による有機懸濁物の濾過など、海水の浄化が行われるとともに、野鳥の飛来地などとしても重要な機能を有しています。

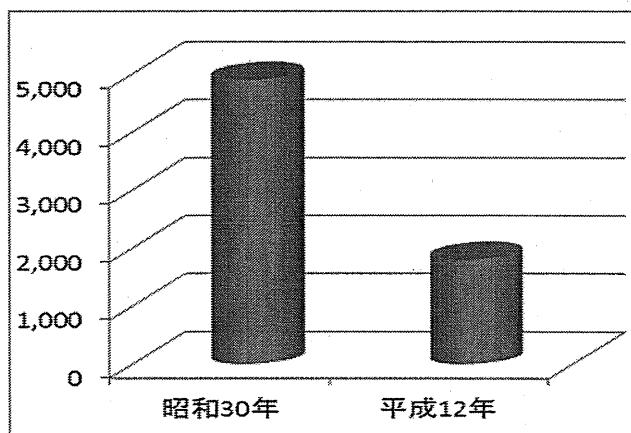
しかし、高度成長期以降、沿岸域の埋立等によって干潟面積は大幅に減少し、伊勢湾では、昭和30年の約4,900haから、平成12年の約1,800haに63%減少しました。

藻場・干潟が大きく減少するなか、生物を育む豊かな海を取り戻すため、県では、平成24年度から10年間の中長期的な取組として、藻場と干潟の再生整備に取り組んでいます。

伊勢湾海域では、干潟と浅場の造成および海水交流を促す瀬の整備、底質改



天然の藻場の面積推移 (ha)
(三重県水産基盤整備課調査結果)

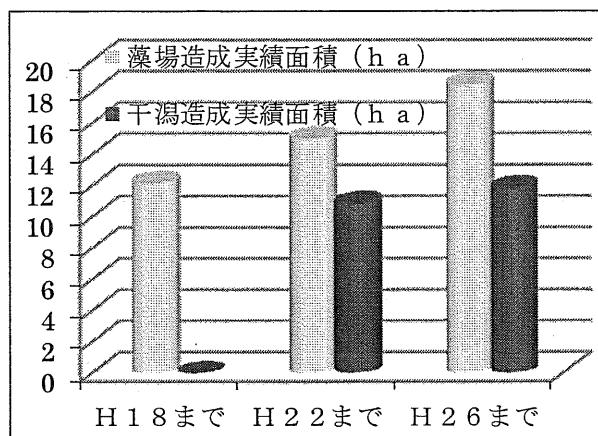


伊勢湾の干潟の面積推移 (ha)
(三重県水産研究所調査結果)

善として海底耕耘等を実施しています。また、鳥羽・志摩～熊野灘海域では、藻場の造成とともに、食害生物の駆除による磯焼け防止対策等を実施しています。

さらに、漁業者や地域住民等、多様な主体で構成される活動組織による、漂着物の除去や海藻種苗の移植、海藻の食害を防ぐことを目的としたウニ駆除等、藻場・干潟の保全活動が県内で広がりをみせています。

今後も引き続き、藻場・干潟等を造成し、水域環境の保全と水産資源の増大を図るとともに、多様な主体による藻場・干潟の保全活動を支援していく必要があります。



藻場・干潟の漁場造成実績 (ha)
(三重県水産基盤整備課調査結果)

藻場再生の取組

鳥羽磯部漁協答志支所青壯年部は、地元中学生とも連携してアラメ場の再生に取り組んでいます。自然石にアラメの苗を付け、漁業者が手作業で地先に設置し、金網による食害対策を実施する手法で効果を上げるとともに、中学生の漁業への理解促進にも寄与しています。この取組は、平成21年に第48回農林水産祭天皇杯を受賞した他、平成27年にも、水産、科学技術など、海洋に関する幅広い分野における功績を表彰する、海洋立国推進功労者表彰を受けました。



潜水で作業する漁業者

1.1 南海トラフ地震などの大規模地震への対応

三重県には、県内の津々浦々に 73 の漁港とその背後に 83 の漁港背後集落*が形成されています。これらの漁港・漁村は、水産物の安定供給を支える場であるばかりではなく、生活の場、さらには、海洋性レクリエーションや豊かな自然にふれあう場などとして、重要な役割を果たしています。また、産地市場を有する漁港では、多くの市場関係者が就労するほか、水産物の流通拠点として重要な役割を担っています。

南海トラフ地震の今後 30 年以内の発生確率が 70% 程度といわれており、大規模地震発生の緊迫度が高い状況となっています。また、本県への襲来が懸念される大型の台風および各地で頻発する大雨などの風水害等への対応の強化が求められています。

しかしながら、防波堤や係留岸壁などの漁港施設や、伊勢湾台風直後に多く築造された堤防などの漁港海岸保全施設の老朽化対策や耐震対策が進んでいないことから、沿岸部に形成されている漁港・漁村では、甚大な被害が生じ、水産業を主とする地域経済に大きな影響を与えるおそれがあります。

東日本大震災において、漁港、市場、加工場などの水産関連施設は甚大な被害を受けました。それらの施設の復旧は進んでいるものの、復旧に相当な時間を要したため、他漁港への水揚げが定着した事などから、水揚量は震災前の 80% にとどまっています。

このようなことから本県では、被災後の水産関連施設の早期復旧・復興を図るため、被害を最小限にとどめるための漁港・漁港海岸保全施設の防災減災機能の強化や水産業の早期再開のための手法を取り決めておくことが必要です。

「漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定」の締結

被災時の水産業の早期再開に向けて、平成 27 年 1 月に「漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定」を全日本漁港建設業協会と締結しました。

本締結によって、迅速な被害状況の把握や漂流ガレキの撤去、漁港施設の仮復旧工事等について早急な対応が可能となりました。

これらの対策を実施することで、被災地域への円滑な緊急物資の海上輸送が期待できます。



全日本漁港建設業協会との協定締結